

令和 8 年度

岩手山麓農業水利事業

南部主幹線用水路他用地調査（その 11）業務

現 場 説 明 書

東北農政局岩手山麓農業水利事業所

1 一般事項について
別紙のとおり。

2 作業歩掛について

本業務は、土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成 13 年 3 月 22 日付け 13 農振第 3155 号、一部改正 令和 8 年 3 月 26 日）「別記（Ⅱ）価格積算基準」及び「別記（Ⅲ）標準歩掛」により積算している。

（１）「別記（Ⅱ）価格積算基準」及び「別記（Ⅲ）標準歩掛」農林水産省ホームページ
ホーム>農村振興>設計・施工・入札等>土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領
URL:https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/hosyo/yc_yoryo.html

（２）「技術者基準日額」農林水産省ホームページ
ホーム>農村振興>設計・施工・入札等>土地改良工事積算基準
URL: https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/sekisan_kijun/index.html

3 積算基準適用年度及び単価期について

本業務における積算基準適用年度は、令和 8 年度としている。
また、単価期は令和 8 年 5 月期を適用する。

4 積算基地について

本業務の積算基地は「盛岡市」としている。

5 旅費交通費について

（１）打合せ

本業務の打合せに係る旅費について、交通手段は岩手県庁から岩手山麓農業水利事業所間でライトバン利用（１日当たり 1 時間）とし、一般道路利用による通勤（日帰り）で費用を計上している。

（２）外業

本業務における用地調査業務の外業に係る旅費について、交通手段は岩手県庁から現地間でライトバン利用（使用日数 17 日、１日当たり 1 時間）とし、一般道路利用による通勤（日帰り）で計上している。

6 打合せ協議について

打合せ協議に係る技術者基準日額を以下のとおり直接人件費で計上している。

用地調査業務

単位：人／回

打合せ協議	主任技師	技師 A	技師 B
着 手 時 前	0.5	0.5	0.5
中間打合せ（１回目）	0.5	0.5	0.5
中間打合せ（２回目）	0.5	0.5	0.5
成 果 物 納 入 時	0.5	0.5	0.5

7 立会経費について

現地立会経費として、3,000 円／１人（税込）を計上しており、関係者数は 23 人を想定している。

なお、当該立会経費は一括計上（諸経費対象外）としている。

8 豪雪補正について

機械経費に係る豪雪地域の補正率は 10%を見込んでいる。

9 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務にあたって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

10 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

（１）暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

（２）（１）により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

（３）暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

○契約の保証について

- (1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類に代えて、業務完了保証人を付することができる。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行盛岡代理店（岩手銀行本店内）」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局北上土地改良調査管理事務所歳入歳出外現金出納官吏 庶務課長 鈴木 智宏」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官 東北農政局総務部会計課課長補佐（主計）佐藤 淳一」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する銀行等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業共同組合若しくは

その他の貯金の受入れを行う組合とする。（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

（イ）保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局岩手山麓農業水利事業所長 寺尾 和彦」と記載するように申し込むこと。

（ウ）保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

（エ）保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

（オ）保証金額は、契約保証金の金額以上であること。

（カ）保証期間は、履行期間を含むものとする。

（キ）保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 ヶ月以上確保されるものとする。

（ク）請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

（ケ）受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

（コ）受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

（ア）公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

（イ）公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局岩手山麓農業水利事業所長 寺尾 和彦」と記載するように申し込むこと。

（ウ）証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

（エ）保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。

（オ）保証期間は、履行期間を含むものとする。

（カ）請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

（キ）受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

（ア）履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保

険である。

(イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

(ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局岩手山麓農業水利事業所長 寺尾 和彦」と記載するように申し込むこと。

(エ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

(オ) 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。

(カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。

(キ) 請負代金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1) の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。